

福岡県教育委員会広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する資産等（以下「教育委員会資産等」という。）に民間事業者等（以下「事業者」という。）の広告を表示し、又は教育委員会資産等の命名権等を譲渡し、その対価として広告料を徴収する広告事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、下表のとおりとする。

用語	意義
教育委員会資産等	福岡県が保有し、教育委員会の所管に属する資産（教育委員会が行う事務事業及び発行する印刷物等を含む。）
広告料	事業者が行う広告、宣伝等（以下「広告等」という。）の媒体として教育委員会資産等を活用することで得られる県の収入をいう。
広告事業	広告等により、広告料を得る事業をいう。
課長等	広告事業の実施者となる教育庁本庁の課長、出先機関の長又は県立学校長をいう。

(広告事業の対象)

第3条 広告事業の対象とする業種、事業者及び広告内容の基準は、別に福岡県教育委員会広告取扱基準（以下「広告取扱基準」という。）で定める。

(審査機関)

第4条 広告事業の適正な実施を図るために、必要に応じて広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置等については、第6条第1項に規定する実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

(広告事業実施者の責務)

第5条 広告事業を行おうとする課長等は、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮しなければならない。

(広告事業の実施)

第6条 課長等は、広告事業を行おうとする場合は、本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項を実施要領に定めた上で、次の条件等を明示して、広告主を募集するものとする。なお、広告主の募集は、原則として公募によることとする。

- (1) 広報媒体の名称、内容等
- (2) 広告媒体の規格
- (3) 広告の掲載時期又は掲載期間
- (4) 広告料の基準となる額
- (5) 申込みの時期及び方法
- (6) 広告主の決定方法
- (7) 契約及び広告料の納付手続
- (8) 広告の中止及び取消しに関する事項
- (9) その他課長等が必要と認める事項

2 課長等は、本要綱、広告取扱基準及び実施要領に則り広告主を決定する。なお、決定に際して広告掲載の可否について疑義が生じたときは、審査会に諮るものとする。

(広告の期間)

第7条 広告を掲出する期間は、原則として月単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が行う事務事業の命名権を譲渡する場合においては、広告の期間を設けないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。